



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………

告示

- 東京都告示第七百六号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第二百六十号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
- 令和七年六月十二日
- 東京都知事 小池百合子
- 一 施行者の名称 杉並区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第四・四・十種類及び名称 八号下高井戸公園
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十四年東京都告示第二百六十号、平成二十九年東京都告示第四百五十号及び令和六年東京都告示第七百六十六号の事業地のうち杉並区下高井戸二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

なし

●東京都告示第七百七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)ニトリモール東八三鷹建設事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 株式会社ニトリホールディングス
- 代表取締役 似鳥 昭雄
- 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号
- 二 対象事業の名称及び種類
- (仮称)ニトリモール東八三鷹建設事業
- 自動車駐車場の設置
- 三 対象事業の内容の概略
- 対象事業は、調布市深大寺東町八丁目及び三鷹市野崎

一丁目にまたがる土地において、自動車駐車場の設置を含んだ商業施設を建設するものである。

四 周知地域の範囲

三鷹市 下連雀九丁目、新川六丁目、上連雀八丁目、上連雀九丁目及び野崎一丁目の区域

調布市 深大寺北町四丁目、深大寺東町六丁目、深大寺東町七丁目及び深大寺東町八丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和七年六月十二日から同月二十三日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 三鷹市生活環境部環境政策課

イ 三鷹市野崎一丁目一番一号 市役所第二庁舎二階

ウ 調布市環境部環境政策課

エ 調布市小島町二丁目三十五番地一

オ 東京都環境局総務部環境政策課

カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

キ 東京都多摩環境事務所管理課

ク 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和七年七月一日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\\_guide/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/)

nt/reading\_guide/

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

